

経済・府政記者クラブ同時資料配付
京都労働局発表
平成27年9月7日(月)
午後4時00分 解禁

担当	労働基準部 賃金室
	賃金室長 吉岡宏修
	賃金指導官 横井寿洋
	電話 075-241-3215 (ダイヤル)

最低賃金ポスターコンテストの作品募集

京都労働局長(局長 森川善樹)は、京都府(商工労働観光部)と連携し、本日官報に改正公示される京都府最低賃金について、その周知広報用ポスターのデザインコンテストを実施し、広く府民からデザインを募集することとしました。

入賞作品は、ポスターとリーフレットとして京都府及び全市町村、使用者団体、労働者団体等に配布することとなります。

募集の趣旨、概要は以下のとおりです。

京都労働局最低賃金ポスターデザインコンテスト作品募集概要

1 趣旨

最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

本日、官報に改正公示され、平成27年10月7日に発効する(効力を発する)最低賃金額について、広く府民に知っていただくとともに、最低賃金遵守の意識が高まるように、ポスターデザインコンテストを実施いたします。

2 募集作品

京都府最低賃金のポスターとして相応しく、最低賃金額がわかりやすいデザインとし、以下の文字が入った作品とさせていただきます。

- ・京都府最低賃金 時間額807円
- ・発効年月日 平成27年10月7日

3 賞の内容

- | | |
|---------------|-----------------|
| 京都労働局長賞 | (ポスターデザインとして採用) |
| 京都地方最低賃金審議会長賞 | (優秀賞 数点) |
| 京都府商工労働観光部長賞 | (優秀賞 数点) |

応募の詳細は、別紙「京都労働局最低賃金ポスターデザインコンテスト実施要綱」参照

最低賃金周知用ポスターのデザイン募集（平成27年度）

（京都労働局最低賃金ポスターデザインコンテスト実施要綱）

1. 趣旨

最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低基準を定め、使用者は、その最低賃金を支払わなければならないとする制度です。

平成27年度に改正した最低賃金について、広く府民に知ってもらい最低賃金の意識が高まるようにポスターデザインコンテストを実施します。

2. 募集デザイン

最低賃金の周知を目的としたポスターのイラスト部分

3. デザイン内に盛り込むべき内容

- ① 「京都府最低賃金」は「時間額807円」であること。
- ② その「効力発生年月日」は「平成27年10月7日」であること。

4. 応募方法

- ① 応募期間は、平成27年9月7日から同年10月31日までとする。
- ② 応募作品は一人1点とし、40cm×40cm以内の正方形のスペース内に、上記3のデザイン(イラスト)を表すこと。また、作品は原本1部又はデータ（可能ならその両方）を送付すること。（画像データについては、原本と同じレイアウトのままPDFとし、USBメモリーにまとめて提出すること。）
- ③ 応募には、著作者本人の住所、氏名、電話番号、学校名・学科（一般応募の場合は不要）を明記の上、京都労働局賃金室に提出すること（郵送可。ただし、応募期間内必着のこと。）。
- ④ 応募作品の使用に関する諸権利は京都労働局賃金室に帰するものとする。ただし、製作者の作品集など、製作者自身の使用は可とする。

5. 選考方法

全応募作品の中から、京都労働局、京都地方最低賃金審議会及び京都府の関係者の投票により選考し、最も得票の多かった作品に最優秀賞を授与し、ポスターデザインとして採用する。また、最優秀賞以外の作品から、優秀賞、特別賞を数点授与することとする。

6. 表彰等

- ① 最優秀賞：京都労働局長名による賞状及び作成されたポスター（額入り）を授与する。また作成するポスターには、デザイン作者名及び学校名等を記載する。
- ② 優秀賞：京都地方最低賃金審議会長名による賞状を授与する。
- ③ 特別賞：京都府商工労働観光部長名による賞状を授与する。
- ④ 上記①～③の受賞者に対し、京都労働局長から記念品を贈呈する。
- ⑤ 表彰式の際に記者発表を行う。

[参 考]

京都府最低賃金とは、最低賃金法に基づき、アルバイト・臨時採用などの雇用形態や見習いなどの身分形態を問わず、京都府内で働く全ての労働者に対して、事業者（会社）は最低賃金額以上の給与を支払わなくてはならない制度です。また、これを下回る賃金で労働者を雇った事業者は、法律により罰せられます。

京都府最低賃金は、公益を代表する委員（学識経験者など）、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員の三者構成による「京都地方最低賃金審議会」での審議結果（答申）を受け、京都労働局長が決定します。

改正後の京都府最低賃金は時間額807円となり、その効力発生日は平成27年10月7日からです。京都府内で働く全ての労働者に適用されます。

応募の問い合わせ先

京都労働局労働基準部 賃金室 （担当 吉岡）

〒604-0846 京都市中京区両替町御池上ル金吹町451

TEL 075-241-3215

Fax 075-241-3222

E-mail yoshioka-hironaga@mhlw.go.jp

※ これにより得た個人情報については、「最低賃金周知ポスターデザイン募集事業」以外の目的には使用しません。

この部分のデザインを募集

京都労働局最低賃金ポスターデザインコンテスト 最優秀賞

●●学校 ×××氏

京都府の産業別最低賃金一覧表

件名	時間額	効力発生日
金属製品製造業	円	平成27年12月 日
はん用・生産用・業務用機械器具製造業	円	平成27年12月 日
電気機械器具製造業	円	平成27年12月 日
各種商品小売業	円	平成27年12月 日
自動車（新車）小売業	円	平成27年12月 日

詳しくは、京都労働局、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください

京都労働局 賃金室 075-241-3215